高校教育改革「みやざきモデル」宮崎大宮高等学校整備事業
企画提案競技実施要領

1 目 的

本事業は、文部科学省「産業イノベーション人材育成等に関する高等学校等教育改革促進事業」の採択を受け、宮崎大宮高等学校において、フード、情報・製造、バイオ、材料工学の四つの機能別スタジオを備えたイノベーション探究棟を整備し、高度な文理融合型教育に基づき、社会変革を牽引する理系人材育成の拠点とするものである。

本事業の実施に当たっては、民間事業者が持つ高度な創造性や技術力、ノウハウ等を活用することにより、高品質化、工期短縮、トータルコスト縮減等を図るため、設計・施工を一括して発注するものとし、受注業者の選定に当たっては、文理融合型教育による理系人材の育成に資する技術提案内容であるか等の観点から総合的に審査・評価し、受注候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」で実施するものとする。

本要領は、公募型プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めるものである。

2 事業の概要

（1）実施主体　宮崎県

（2）契 約 者　宮崎県 宮崎県知事

（3）事 業 名　高校教育改革「みやざきモデル」宮崎大宮高等学校整備事業

（4）契約期間　契約締結の日から令和 11 年１月 31 日まで

（5）工事場所　宮崎県宮崎市神宮東１丁目３番地 10(宮崎大宮高等学校敷地内)

（6）業務内容

① 基本設計・実施設計一式（建築、電気設備、機械設備、空調設備、外構等）

② 建築工事一式（建築、電気設備、機械設備、旧施設解体等）

③ 工事監理、意図伝達業務

④ 申請手続及び申請費用

⑤ 地盤調査、現状（広さ、高低差）調査

※上記①～⑤を統括して「本業務」という。

（7）発注上限額　６２５，５２２千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

（1）参加者の構成等

① 企画提案書等を提出する者（以下「参加者」という。）は、評価基準日（令和８年 11 月２日）において、下記の（2）、（3）に掲げる要件を満たしている２者～３者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「ＪＶ」という。）とする。

② ＪＶの代表者は、構成員において決定された者（以下「ＪＶ代表者」という。）とし、ＪＶ代表者の出資比率を最大とする。

③ 構成員は他のＪＶの構成員として、本企画提案競技に参加しないこと。

④ 構成員の出資比率の最小限度は、設計業務に参加する者は設計に要する費用の割合とし、

施工業務に参加する構成員が２者の場合は工事費の 30%とする。

（２）ＪＶ構成員に共通する参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないものであること。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

③ 実施公告日から本契約締結の時までの間に、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号。以下「入札参加資格要綱」という。）第 10 条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

④ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第２条第１号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者ではない者であること。

⑤ 県税（個人住民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。（ただし、宮崎県への納税義務者に限る。）

⑥ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の４及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあたっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。

⑦ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員ではないこと。

（３）業務別の参加要件

設計・工事監理業務及び施工業務の各業務に当たる者は、上記（２）の要件のほかに、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、ＪＶのうち１者が設計・工事監理業務と施工業務を行う場合は、次の①及び②の両方の資格要件を満たす者とする。

①設計・工事監理業務に当たる者

建設関連業務の種類	建築設計
事業所に関する事項	建築士法第 23 条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
入札参加資格の認定等に関する事項	入札参加資格要綱第７条第１項の規定による建築設計業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。 また、建築士法第 26 条第２項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。
施工実績に関する事項	次のすべてを満たす業務を元請として実施した実績があること。 ア 平成 23 年度から令和８年 11 月２日までに契約履行が完了した建築物で、新築・増築・改築・改修・解体工事に係る実

	施設計業務又は工事監理業務を元請として実施した実績（ＪＶの場合は代表者での実績）を有すること。なお、実績に係る発注元は問わない。 イ　建築物に係る建築総合設計業務であること。
配置技術者等に関する事項	高校教育改革「みやざきモデル」　宮崎大宮高等学校整備事業要求水準書の「Ⅲ　業務実施に係る要求水準」の２の（３）に記載した技術者等を配置できること。

②施工業務に当たる者

建設工事の種類	建築一式工事
入札参加資格の認定等に関する事項	ア　入札参加資格要綱第７条の規定に基づき、建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けており、等級区分が特Ａ級又はＡ級に格付けされていること。 イ 施工業務を行う者のうち１者は、宮崎県内に本社を有する者で、かつ建築一式工事に係る等級区分が特Ａ級に格付けされていること。
建設業の許可に関する事項	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けている者であること。
施工実績に関する事項	施工業務を行う構成員のいずれかにおいて、平成 23 年度から令和８年 11 月２日までに工事が完了した新築、改築又は増築に係る建築一式工事で、工事に係る建築物の延べ面積（増築にあっては増築部分、分離発注された工事にあっては施工対象部分とする。）は、１棟の延べ面積として 200 ㎡以上で、構造形式は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の実績（ＪＶ構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）を有すること。なお、実績に係る発注元は問わない。
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあっては、今年度及び前年度のすべての工事成績が６０点以上であること。
配置技術者等に関する事項	要求水準書の「Ⅲ 業務実施に係る要求水準」の３の（１）に記載した技術者等を配置できること。

４ 応募の手続等

本事業に募集に係る手続等は、次に定めるところによる。

（１）スケジュール

内 容	日 程
実施公告	令和８年 11 月２日（月）
参加表明書等の受付期間	令和８年 11 月２日（月）～11 月 20 日（金）

参加表明に関する質疑の受付期間	令和８年 11 月２日（月）～11 月９日（月）
参加表明の質疑に対する回答	令和８年 11 月 16 日（月）
プロポーザルに関する質疑の受付期間	令和８年 11 月２日（月）～12 月４日（金）
プロポーザルへの質疑に対する回答	令和８年 12 月 11 日（金）
参加資格要件の審査（１次）	令和８年 11 月 24 日（火）～11 月 26 日（木）
参加資格審査結果通知	令和８年 11 月 27 日（金）
企画提案書等の受付期間	令和８年 11 月 30 日（月）～12 月 18 日（金）
プレゼンテーション審査（２次）	令和８年 12 月 21 日（月）～12 月 24 日（木）
審査結果通知	令和８年 12 月下旬
受注候補者との協議	令和９年１月上旬～
仮契約	令和９年１月下旬
契 約	令和９年３月中旬

（注）スケジュールは多少前後する場合があります。

（２）参加表明書等の提出

企画提案競技に参加を希望するものは、下記により必要書類を提出すること。

①提出書類

(ア)企画提案競技参加申込書（様式１）

(イ)会社概要書（様式２）

(ウ)業務実績書（様式３）

(エ)責任者・担当者等経歴書（様式４）

※「参加表明書等の提出」時には、今回の企画提案競技の一連の手続の責任者・担当者（代表となる方のみ）を記入すること。

(オ)納税証明書（県税に未納がないことの証明）

(カ)特別徴収実施確認・開始誓約書（様式５）

※宮崎県内に居住している者を使用している場合に限り提出すること。

(キ)ＪＶ協定書（任意様式）

②提出部数

正本１部

③受付期間

令和８年 11 月２日（月）から 11 月 20 日（金）まで

（受付時間：午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。））

④提出方法

持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「９ 問い合わせ先及び申込先」に提出すること（受付期限までに必着）。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。なお、提出後、記載事項に変更がある場合は、直ちに参加申込書記載事項変更届出書（様式 10）を提出すること。

（３）質問の受付及び回答

①質問の方法

質問は様式 11 又は様式 12 の質問書により、電子メールにて本要領中「９　問い合わせ先及び申込先」へ提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

②受付期間

参加表明に関する質疑 令和８年 11 月２日（月）から 11 月９日（月）午後５時まで

プロポーザルに関する質疑 令和８年 11 月２日（月）から 12 月４日（金）午後５時まで

③回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、以下の日程で 参加表明書を提出した全ての者に電子メールにより回答する。

参加表明の質疑に対する回答 令和８年 11 月 16 日（月）

プロポーザルへの質疑に対する回答 令和８年 12 月 11 日（金）

（４）現地視察

令和８年 11 月下旬

※　現地の確認や、施工における注意点等の説明。現地視察の申込みは、本要領中「９　問い合わせ先及び申込先」に電子メールにより連絡すること。実施日時等の詳細は、参加申込みの状況に応じて県が決定し、申込みのあったＪＶの代表構成員の担当者に連絡する。

（５）企画提案書等の提出

①提出書類

(ア)企画提案書等提出書（様式６）

(イ)企画提案書（様式７または任意様式）

・別添の「企画提案競技審査基準書」の項目に従って作成すること。

・提出する企画提案書（図面、資料等を含む）には、公正な審査を期するため、社名、ロゴマーク、その他提案者を特定できる記述や表現（特定の呼称、過去の実績を明示する表現等）を一切記載しないこと。

なお、表紙についても、提案者の名称を記載しないこと。

※Ａ３サイズとなる場合はＡ４に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

(ウ)図面

①対象施設（下記施設毎に区分し作成すること。）

・研修実習棟

②提出図面

・全体のイメージ図

・施設配置図　（上記とあわせて１枚でよい）

・施設平面図

・施設立面図　（１面以上）

・施設断面図

・設備プロット図

・仕上表　※必要に応じて作成
・メンテナンス必要経費概算費用
・その他の必要な図面※必要に応じて作成
※図面はＡ３サイズをＡ４に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

(エ)設計・工事工程表（任意様式）
※Ａ３サイズとなる場合はＡ４に折り込み、ファイリングを行い提出すること。

(オ)配置予定技術者の名簿（任意様式）

(カ)責任者・担当者等経歴書（様式４）
※各技術者等の資格や従事した経歴等が分かる資料を添付すること。なお、資格や従事した経歴等は、必要最小限の記載とすること。

(キ)見積書（様式８または任意書式）
※詳細内訳を添付すること。

(ク)要求水準書に関する誓約書（様式９）

②提出部数
正本１部、副本 10 部
※上記(カ)に添付する各技術者等の資格や従事した経歴等が分かる資料については、正本１部、副本３部。

③提出期限
令和８年 12 月 18 日（金）
（受付時間 午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

④提出方法
持参又は書留郵便による郵送により、本要領中「９ 問い合わせ先及び申込先」に提出すること（受付期限までに必着）。なお、郵送により受け付けたときはその旨を連絡するので、連絡がない場合は、電話にて問い合わせること。

５ 参加資格要件審査（一次審査）

提出された参加表明書等の書類をもとに、「３ 資格要件」で規定する要件を満たしているか審査を行い、その結果を令和８年 11 月 27 日（金）に参加者に通知する。 一次審査通過者は、４（５）で記したとおり企画提案書等を受付期間中に提出するものとする。

６ プレゼンテーション審査（二次審査）

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案者を受注候補者として選定する。

（１）審査委員会
企画提案の審査は、県が定める審査委員会において審査する。

（２）審査手順
① 参加資格要件を満たす事業者を対象とし、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、評価得点数が最も高い提案者を受注候補者とする。
② 最も高い評価得点数を獲得した提案者が複数あるときは、審査委員会での審議によって受

注候補者を決定する。

（3）審査方法

別添の「企画提案競技審査基準書」に基づき評価する。

（4）審査期間

令和８年 12 月 21 日（月）～12 月 24 日（木）

詳細な時間、会場、留意事項等は、参加資格要件を満たす全事業者に対して、別途通知する。

（5）審査結果

審査結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に通知する。 なお、審査結果に対する質問や異議には応じないものとする。

7 契約の締結等（受注候補者との協議）

（1）契約の締結

本県と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、契約を締結するものとする。その際、企画提案書の内容は協議の上、変更する場合がある。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、次点の者と契約締結の協議を行うこととする。

（2）契約保証金

契約保証金については、設計施工請負契約約款の規定による。

8 その他留意事項

（1）本企画提案競技及び本業務の受注を通じて、法令を遵守すること。

（2）企画提案及び契約手続に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。

（3）本業務については、宮崎県の令和８年度補正予算が議決された場合のみ事業化されるため、この条件が満たない場合には、公募に係る一切についていかなる効力も発生しない。この場合においても、提案書の作成提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。

（4）提出された企画提案書等は返却しない。

（5）提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しない。

（6）応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（7）応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 参加表明書等の提出以降、契約締結までに、本要領中「３ 資格要件」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

② 提出期限内に企画提案書等の提出がされなかった場合

③ 企画提案書等の内容が要求水準書に掲げる整備対象施設の要求水準等を満たさない場合

④ 提出書類に虚偽の記載をした場合

⑤ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

（8）企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

（９）契約金額の支払い方法は、設計施工請負契約約款の規定による。

(10) 請負代金額について、設計施工請負契約約款第 26 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）を適用する場合、実施設計の終了時（要求水準書Ⅲ２（２）④）を起算日として行う。

９ 問い合わせ先及び申込先

（１）住　所　〒880-8502 宮崎市橘通東１丁目９番 10 号

（２）担　当　宮崎県教育庁高校教育課　教育企画担当

（３）連絡先　電話番号：０９８５（４４）２６０１

メールアドレス：kokokyoiku@pref.miyazaki.lg.jp